明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（**総務**一六）　一
○動物用医薬品の使用の規制に関する省令の一部を改正する省令（**農林水産**九）　五
○港則法施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一〇）　六
○浄化槽設備士に係る講習等に関する省令の一部を改正する省令（**国土交通・環境**一）　九
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（**国家公安委**五）　九
○住居表示を実施した件（**総務**八〇）　一六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**法務**一〇九～一一一）　一六
○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件（**厚生労働**四七）　一八
○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件（**同**四八、五〇）　二三
○使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件（**同**四九）　二三
〔官庁報告〕
労　働
最低工賃の改正決定に関する公示（東京労働局最低工賃公示一）　二三
〔公　告〕
諸事項
裁判所
公示催告、破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
公文書等の管理に関する独立行政法人等（労働者健康福祉機構・新エネルギー・産業技術総合開発機構）、税理士証票無効・登録まつ消、日本弁護士連合会裁決・懲戒の処分・公示送達・量刑データベースの運営、判決書の保管等に関する規則制定関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　二三
会社その他
会社決算公告　二三

省　令

○総務省令第十六号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月十一日

総務大臣　片山　善博

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三号イの表第六十七号中「あん分」を「按分」に改め、同表第七十号中「あん分」を「按分」に改める。

第四条第一項第一号の表第四号中「市町村の合併の特例等に関する法律」を「合併特例法第三条」に改め、同表第十号中「、当該年度において交付される国の補助金の額に相当する」を「特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した」に、「、当該年度において交付される国の補助金の額の二倍に相当する」を「特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した」に改め、同表第十二号を削り、同表第十三号中「・地方の再生」を「等」に改め、「地域経済の活性化」を「地域力の創造等」に、「経済の活性化」を「地域力の創造等」に改め、同号を同表第十二号とし、同表第十四号中「について、当該事業に要する経費に〇・四五を乗じて得た額（以下「道府県標準経費」という。）」を「に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額」に改め、「（ただし、当該道府県が支出する補助金の額が道府県標準経費を下回る場合にあつては、当該補助金の額に〇・五を乗じて得た額とする。）」を削り、同号を同表第十三号とし、同表第十五号を同表第十四号とし、同表第十六号から同表第二十一号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十二号中「146,300円」を「148,700円」に改め、同号を同表第二十一号とし、同表第二十三号を同表第二十二号とし、同表第二十四号から同表第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十八号を次のように改める。

二十七	家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第五十八号においてにおいて特別交付税の算定の基礎となつた経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　当該年度において口蹄疫、伝達性海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（第二条第一項第一号の表第五十八号においてにおいて特別交付税の算定の基礎となつた経費及び前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

第四条第一項第一号の表第二十九号を同表第二十八号とし、同表第三十号から同表第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三十五号中「（以下この号において「道府県標準経費」という。）に〇・五を乗じて得た額（ただし、当該道府県が支出する補助金の額が道府県標準経費を下回る場合にあつては当該補助金の額）」を「又は当該事業に係る標準的な経費として総務大臣が算定した額のうちいずれか少ない額」に改め、「とする。）」を削り、同号を同表第三十四号とし、同表第三十六号中「産科医療」の下に「等」を加え、「及び産科医等育成支援事業」を「、産科医等育成支援事業及び新生児医療担当医確保支援事業」に改め、同号を同表第三十五号とし、同表第三十七号を同表第三十六号とし、同表第三十八号を同表第三十七号とし、同表第三十九号二中「〇・七」を「〇・八」に改め、同号を同表第三十八号とし、同表第四十号を削り、同表第四十一号を同表第三十九号とし、同表第四十二号及び同表第四十三号を次のように改める。